一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会

令和 2 年 12 月 web 理事会議事録

日時：令和 2 年 12 月 7 日(月)　18 時 - 19 時

出席理事：松本理事長（52 回），市来嵜副理事長（48 回），吉野（44 回），
河瀬（49 回），島津（53 回），窪地（58 回），菅（61 回），石井（70 回），川久保（73 回），下島（76 回），竹内（91 回），水野（94 回）

学内教授理事：北川副理事長（65 回），黒田（61 回）淺村（62 回）

15 名/20 名

監事：熊井(46 回），尾原（72 回）

陪席　　北郷　実（教室 100 周年記念講演会担当者，74 回）篠田　昌宏（教室 100 周年記念担当者，73 回）

同窓会幹事：岡林（78 回），木村（79 回），朝倉（81 回），山田（81 回）
堤健太郎　顧問弁護士
岡田　泰　税理士
刀林会事務局　本間

欠席：志水（65 回），小澤（60 回），澤藤（67 回），半田（80 回），和田（84 回）

当日，web 上，提示資料：

１．「慶應義塾大学医学部外科学教室 100 周年記念事業」にあたってご寄付のお願い，2019 年 6 月発（以下，「100 周年記念募金趣意書」と略記）

２．特定非営利活動法人領域横断的集学的治療支援センター（以下，NPO集学的治療支援センターと略記）　第８回理事会議事録

上記の通り理事 20 名中 14 名，過半数の出席があったので、松本理事長は定款 39 条に基づき議長として開会を宣し、議事に入った。

審議事項

第 1 号議案　昨年（2019 年）6 月に本会理事長及び外科 4 教授連名で本会員宛に発信した文書：「100 周年記念募金趣意書」に存在した誤りと，その対応について

議長：標記に関し，寄付金の免税処置についての記載に重大な誤りがあったので，至急，本理事会を開催した。本寄付金の振込先である NPO 集学的治療支援センター理事長　北川　本会副理事長に経緯説明をお願いする。

北川副理事長より、別添 100 周年記念募金趣意書を参照しながら、以下の通り説明があった。

今回、慶應義塾大学医学部外科学教室 100 周年記念事業に際して、2018 年から募金事業をしているが、募金趣意書及び、寄付金受領証明書に著しい誤りがあった。お詫び申し上げる。

100 周年記念募金趣意書に記載の募金先として、NPO 法人領域横断的集学的治療支援センターとあるが、これは平成 26 年に一般消化器外科を中心に領域横断的人材育成、高度医療人養成コースという文科省の事業で、5 年間の補助をいただき、その後、同事業を継続するために補助金が終了した後に立ち上げた NPO 法人で、若手医師の育成ための様々な教育活動を行っている。

寄附を募るにあたり、募金趣意書に認証を受けた特定非営利活動法人と記載があるが、NPO 法人には所轄庁による審査による認定と一定の要件があれば認められる認証があり、認定でなければ税法上の優遇措置を享受できない。しかし当法人は現在認証 NPO の段階であるにもかかわらず、募金趣意

書に認証を受けた非特定営利法人と記載し、税法上の優遇措置を示すフォーマットの記載で趣意書を発行し、寄附金受領証明書を発行していた。

優遇措置を受けられるという前提で寄附をしてくださったすべての方にお詫びをしなければならない。また、事務担当者に任せ、自ら確認を怠った自分に監督責任がある。

本事実の発覚経緯：いくつかの質問が当該事務担当者にあったが、事務担当者は私に告げなかったが、ある人から、直接私に問い合わせがあり、事務担当者に確認したことで明確にこの事実が発覚した。

NPO 法人の代表としても、教室主任としても、募金責任者としても責任を負わなければならない。

12 月 5 日に NPO 法人の理事会を行い、NPO 法人として全責任をもって対応することを決議した。決議内容は、次のとおりである（資料 2）。

続けて、北川副理事長は、別添の NPO 法人の理事会議事録を引用し、NPO 法人による対処方法として決議された内容を以下の通り説明した。

- 特定非営利活動法人領域横断的集学的治療支援センター臨時理事会における審議、承認を経た後、刀林会臨事理事会において、お詫び、経緯説明、再発防止策等について、刀林会理事会における検討案件の審議と同様に審議、承認をいただいた後に実施する。
- 特定非営利活動法人領域横断的集学的治療支援センターより、これまでの経緯、概略を簡潔に記述したお詫び状において、これまでの経緯を説明、寄附金受領証明書を再発行し、差し替えをお願いする。
- 令和２年１月１日以降にご寄附をいただいた法人・個人に対しては、お詫び状の送付、再発行した寄附金受領証明書との差し替えをお願いし、再発行した寄附金受領証明書を必要に応じて使用し、確定申告をしていただく様、お願いする。

- 令和元年１２月３１日までにご寄附をいただいた法人・個人に対しては、お詫び状の送付、再発行した寄附金受領証明書との差し替えをお願いすると共に以下の４通りの対処方法をご説明し、選択していただくこととする。

１　税制優遇が適応された場合の控除対象額を返金する。

２　御寄附を賜った法人・個人の先生に対して、認定NPO法人に対する御寄附という趣旨に反する誤解を生じさせたことから、御寄附を返金する。

３　認定NPO法人に対する寄附金と錯誤され、確定申告において、寄附金控除の適応を既に受けられた個人の方については、認定NPO法人に対する損金算入限度額の計算を行い、既に確定申告を行った法人の方については、修正申告をしていただく。

４　お詫び状の送付、再発行した寄附金受領証明書との差し替えのみの対応とさせていただく。

北川副理事長は、刀林会臨時理事会において審議、承認を得た後の対応として以下の通り説明した。

(1)　寄附をされた方に対する対応

- 税理士の確認・指導に基づいて作成した４通りの対処方法をまとめた最新のフローチャートを尾原先生、篠田先生、北郷先生にメールにて添付・送付し、共有する。
- お詫び状および再発行した寄附金受領証明書の送付と同時に、お電話によるご説明、メールでのご説明のいずれを希望されるか、また、お電話の場合、ご都合の良い日時を確認させていただく。
- お電話でのご説明を希望された場合、振り込め詐欺等、昨今の社会情勢を鑑み、御寄附を頂いた法人・個人との面識がある各班班長、スタッフを中心に個別にこれまでの経緯、寄附金受領証明書の再発行、４通りの対処方法をご説明し、選択していただくこととする。
- 選択して頂いた対処方法について、４通りの対処方法を選択された各々の法人・個人を事務局秋元信吾特任講師が整理し、関係者で共有す

る。また、税制優遇が適応された場合の控除対象額の返金、御寄附の全額返金の手続きおよび振込作業は、税理士に委託する。

- 特定非営利活動法人領域横断的集学的治療支援センターの経理処理、帳簿処理については、都庁への相談・指導にづき、税理士に指導・確認をしていただき、勘定科目等、民間企業の経理処理方法と同様に処理する。
- 令和２年度事業報告書の作成についても税理士に指導・確認をしていただき、勘定科目等、民間企業の経理処理方法と同様に処理する。
- 税制優遇が適応された場合の控除対象額を返金、御寄附の全額返金、修正申告によって生じる追徴税額の支払い、修正申告に係る諸費用、修正申告を依頼する税理士費用等については、特定非営利活動法人領域横断的集学的治療支援センターの繰越金で負担することとする。

⑵ 今後の再発防止策

- 中・長期的に認定 NPO 法人の認定を受けるための体制を整備する。
- 特定非営利活動推進法には規定されていないが、法律的に盤石な体制として運営するために、税理士、司法書士等、専門家と顧問契約を締結し、運営する。
- 認定 NPO 法人の認定要件を満たすために以下の体制とする。
  1　医局員全員をNPO法人の社員（正会員）とし、特定非営利活動推進法の認定NPO法人の認定要件に規定されている会員数100名を達成する。
  2　年間会員費は、特定非営利活動推進法の認定NPO法人の認定要件に規定されている年3,000円以上という規定を満たすために、医局員より納付されている医局費のうち、年3,000円を特定非営利活動法人領域横断的集学的治療支援センターへの年会費とする。
- 今後、特定非営利活動法人領域横断的集学的治療支援センターの事業の一つとして、現在一般・消化器外科学教室およびスタッフが実施している専門医プログラム管理等も実施する。

以上の説明の後、以下の通り質議応答がなされた。

吉野：事務担当者はどういう人なのか、差し障りのない範囲で説明をしてほしい。

北川:NPO 法人特定非営利活動法人領域横断的集学的治療支援センターの理事にもなっている。NPO 法人の立ち上げ運営をしている。国立がん研究センターや、成育医療研究センターにも携わっている。NPO 設立にたけていて、法律、規則に精通していると理解していた。

吉野：事務担当者への処分は考えているのか

北川：処罰、処分は難しいと思っている。最終的に自分が責任者である。病院の職員がおこした故意ではない事務的ミスには処罰、処分はできない。

今後の方向として、再発予防策として、まずこの認証 NPO を認定 NPO にするための作業を、教室、弁護士、公認会計士におこない、事務体制も人員を一新する。今後人員配置に関しては細心の注意を払っていきたい。

岡田税理士：この寄付の話は、北島前理事長ご存命の時からあったものか？

以前に北島前理事長から問い合わせを受けた記憶があり、NPO 法人の人からお電話をいただき、NPO 法人は認定を受けているのかと質問した。認定を受けていると返事があった。税理士としては、今年の 3 月の確定申告の時に申告した人は、修正申告をしなければならない。税務署側が疑問に思うのでそのあたりのケアが大切である。この優遇措置に関する記述は、疑問の余地がないものであるので、ケアが大切である。

北川：修正申告などこれ以上の負担がないようにしてもらいたい。

熊井：今回の対処方法はこれでいいのではないかと思う

松本理事長：最終的な決断は、社員総会に諮らなければならないので、社員総会を開催していく。

吉野：この募金活動の締め切りはいつか。

北川：この事業は100周年記念事業なので原則として続いている。

外科学会の寄付ということになると、学会会計に入れることになるので学会が黒字でもすべて寄附金も学会の収入となる。100周年記念事業への募金だと記念講演会や祝賀会の費用に充てることができる。寄付事業はまだ続いているが、趣意書や寄附金受領証明書はすべて訂正することになる。

吉野：これからまだ寄付しようとする現状ではあるので、社員総会に諮るという理事長案に賛成する。評議員のメーリングリストなどを活用してできるだけ作業がスムーズに運ぶようにしてほしい。評議員は各学年にいるはずなので、評議員の徹底さえあればすぐできるので、早くしてほしい。社員総会の決議がなければ、連絡ができないので早くしてほしい。

松本理事長：社員総会は、日程を12月14日月曜日18時から開催とする。

下島：確認したい。そのほかの学会に対する寄付に対してはどうなのか。

これに関しては、黒田先生、志水先生にはお話ししたが、趣意書には記載がないが、NPO法人の募金趣意書が送られているのがどうなのか。

北川：誤解を招いているかもしれないのでお知らせしなければならない。

黒田：免税措置の無いことに関しては各学会の会長は認識が有り趣意書の中にはそうした文言は含まれないが、同封で郵送された文書内にはこのNPOで免税措置が取られるとの記載があり、三段論法的に各学会への寄付が免税措置に該当するという誤解を受ける可能性はある。北川副

理事長とも相談して、早急な説明や今後の対応を行って行きたい

松本：個別に優遇される税金を返金するのはどうか。

岡田：日本の税制から言うと難しい。

北川：個別対応が必要となる。個人の所得を教えてもらうことはできない。

MAX のパーセンテージを計算して返金も可能かと思う。

その都度、個別に対応していく。

岡田：自主申告があるかと思う。ネットでの申告は、その控除額を外せば金額がでてくる。税理士を通している人はその税理士を通さないといけない。法人の場合は、その NPO 法人を申告の際に調べるが、税務署も個人の場合は、時間かけて調べることはしないので個別対応となる。

松本：個別に対応をしておくしかない。実際には社員総会を開かないとわからない。

以上について、議長が賛否を議場に諮ったところ、全員異議なく原案通り承認可決された。

以上